（履行保証金信託契約の届出）

第十八条　資金移動業者は、法第四十五条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十三号により作成した履行保証金信託契約届出書に、履行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［項を削る。］

［項を削る。］

（履行保証金信託契約の内容）

第十九条　法第四十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　履行保証金信託契約を締結する資金移動業者（以下この条、第三十三条第一項第九号及び第三十五条の二第一項第二号ホにおいて「信託契約資金移動業者」という。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行う為替取引（履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全ての利用者（信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合にあっては、当該資金移動業者が行う為替取引の利用者のうち国内にある利用者）を信託財産の元本の受益者とすること。

二　［略］

三　信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部の廃止（外国資金移動業者にあっては、国内に設けた全ての営業所における当該種別の資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による当該種別の資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。

ニ　法第五十六条第一項の規定により履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

ホ　［略］

四　［略］

五　履行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条、第二十一条の三第二号及び第三十五条の二第二項第二号ハにおいて同じ。）へ金銭を信託するものであって元本の補塡があるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあっては、その運用が次に掲げる方法によること。

［イ～ハ　略］

［六・七　略］

（履行保証金信託契約の承認の申請）

第十八条　資金移動業者は、法第四十五条第一項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十五号により作成した履行保証金信託契約承認申請書に、当該履行保証金信託契約承認申請書の写し二通及び履行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　金融庁長官は、前項の承認をしたときは、別紙様式第十六号により作成した履行保証金信託契約承認書により資金移動業者に通知するものとする。

3　資金移動業者は、第一項の承認後最初に履行保証金信託契約に基づき財産を信託したときは、別紙様式第十七号により作成した履行保証金信託契約届出書に、信託財産の額及び当該届出の日前三営業日における要履行保証額を証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（履行保証金信託契約の内容）

第十九条　法第四十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　信託契約資金移動業者（法第四十五条第二項第一号に規定する信託契約資金移動業者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行う為替取引の利用者のうち国内にある利用者（信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合にあっては、当該資金移動業者が行う為替取引の全ての利用者）を信託財産の元本の受益者とすること。

二　［同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　資金移動業の全部の廃止（外国資金移動業者にあっては、国内に設けた全ての営業所における資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。

ニ　法第五十六条第一項の規定による資金移動業の全部又は一部の停止の命令（同項第三号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

ホ　［同上］

四　［同上］

五　履行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）へ金銭を信託するものであって元本の補塡があるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあっては、その運用が次に掲げる方法によること。

［イ～ハ　同上］

［六・七　同上］